

2026年 5 月27日

各 位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役会長兼グループCEO 若山 健彦
(コード：6862、東証スタンダード)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C F O 三 宅 哲 史
(T E L 0 3 - 5 7 3 3 - 1 7 1 0)
<https://www.minato.co.jp/>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額改定、並びに取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額改定、並びに取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定について、2026年6月26日開催予定の第70回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2023年6月23日開催の第67回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）として決議いただき、現在に至っております。

今般、経営環境の変化や当社事業規模の拡大に伴う取締役の役割および責任の増大、ならびにコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を踏まえ、現行の報酬水準の妥当性を検証した結果、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。なお、本議案は、指名報酬委員会において当社の業績、経営環境、同業他社の水準等を総合的に勘案のうえ、その妥当性について十分に審議を経て決定したものです。また監査等委員会においても、本議案の内容は相当である旨の意見をいただいております。

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めておりますが、その内容は、本議案が承認された場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

2. 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2023年6月23日開催の第67回定時株主総会において

年額36百万円以内として決議いただき、現在に至っております。

今般、経営環境の変化に伴うコーポレート・ガバナンスに対する要請の高まりや、監査等委員である取締役求められる監査・監督機能の重要性および責任の増大を踏まえ、現行の報酬水準の妥当性を検証した結果、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。社外取締役も含めて、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し決定したものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、本議案は、指名報酬委員会において当社の業績、経営環境、同業他社の水準等を総合的に勘案のうえ、その妥当性について十分に審議を経て決定したものです。また監査等委員会においても、本議案の内容は相当である旨の意見を得ております。

3. 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び監査等委員（社外監査等委員を含む。）を対象とする譲渡制限付株式報酬を2023年6月23日開催の第67回定時株主総会において決議いただいております。

今般、M&Aによるグループ会社の増加に伴う対象子会社及び付与対象役員の増加、並びに近年における当社株価の上昇を含む株主価値の拡大を踏まえ、対象役員と株主のみならずまとの利害の共有を一層促進する観点から、譲渡制限付株式報酬の金額を見直し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役を対象として（以下「対象役員」といいます。）、譲渡制限付株式の付与のための報酬を、年額230百万円以内（このうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円）、監査等委員である取締役に対する報酬は年額30百万円以内）として支給することについて、本株主総会に付議する予定であります。

なお、本議案の譲渡制限付株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の上記報酬枠とは別枠でご承認をお願いするものであります。また、当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）及び当社子会社の監査役（社外監査役を含む。）に対しても、上記譲渡制限付株式を、付与の報酬の年あたり総額を超えない範囲で支給する予定であります。

各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、取締役会において決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。

当社は、2023年6月23日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を改定しており、本議案の内容は当該方針に沿っております。また、下記の通り本議案の譲渡制限付株式の払込金額は対象役員に特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本議案の内容は相当であると考えております。なお、本議案は、指名報酬委員会において当社の業績、経営環境、同業他社の水準等を総合的に勘案のうえ、その妥当性について十分に審議を経て決定した

ものです。また監査等委員会においても、本議案の内容は相当である旨の意見を得ております。

また、対象役員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年500千株以内（このうち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては年400千株以内（うち社外取締役は年50千株以内）、当社の監査等委員である取締役に対しては年100千株以内）とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、上記上限数を合理的な範囲で調整します。1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象役員は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人その他当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した直後の時点又は株式の交付を受けた日の属する事業年度経過後3ヶ月を経過した直後の時点のいずれか遅い時点までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 対象役員が、当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人その他の取締役会があらかじめ定める地位のいずれの地位をも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象役員が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人その他当社の取締役会があらかじめ定める地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）に定める地位をいずれも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除さ

れていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上